

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第3回）議事録

- 1 日 時 令和4年8月10日（水曜日）18：30～20：40
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，小野委員，小幡委員，加納委員，菅野委員，熊谷委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（淳）委員，高橋（秀）委員，寺田委員，支倉委員，三浦委員，山下委員，阿部（勇）臨時委員，伊藤臨時委員，片桐臨時委員，鎌田臨時委員，子吉臨時委員，成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員
※欠席：秋山委員，奥田委員，菊地委員，熊井委員，中嶋委員，西尾委員
阿部（昌）臨時委員
[事務局]西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，井上害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（代理），林精神保健福祉総合センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，富田若林区障害高齢課障害者支援係長（代理），吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，前田社会参加係長，佐藤主幹兼障害保健係長，高橋指導係長，田所主任，大谷主事，五戸主事，篠木主事，成田主事
ほか傍聴者 4名

4 内 容

（1）開 会

（2）委員挨拶

（3）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。

今日も盛りだくさんでございますが，皆さん忌憚のない意見交換をしていただきたいと思います。必ず全員の方にご発言いただきますようお願いをすると同時に，発言することができなかった方については，こちらから指名をさせていただきます。少しでも活発な議論としたいと思いますので，どうぞよろしくお願い申し上げます。

事 務 局 大坂会長，ありがとうございます。

それでは，ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

（4）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より佐々木委員の指名があり、承諾を得た。

（5）議事

協議事項

- （1）障害福祉関係団体・事業者団体へのヒアリング等の実施結果について
- （2）条例の見直しに係る論点の整理について
- （3）条例の見直しに係るテーマ別の議論1～3について
- （4）ココロン・カフェの実施について

協議事項

（1）障害福祉関係団体・事業者団体へのヒアリング等の実施結果について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、早速議事に入りたいと思います。

次第5の議事です。

なお、19時15分頃になりましたら10分程度休憩を取りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項（1）障害福祉関係団体・事業者団体へのヒアリング等の実施結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課，小幡でございます。よろしくお願いいたします。

（小幡課長） 協議事項（1）障害福祉関係団体・事業者団体等へのヒアリング等の実施結果につきまして、資料1「障害福祉関係団体並びに事業者団体等へのヒアリング等の実施結果について」に基づきましてご説明いたします。

資料1のほうをご覧ください。

1の概要にございますとおり、条例の見直しの検討に当たりまして、条例施行後の状況把握、課題整理を行うために、これまで障害福祉関係団体と事業者団体などにヒアリングを行ってきたというところでございます。

今回、日程の都合などにより、令和3年度に実施できなかった団体に対してヒアリングを行いました。

次に、2の実施方法でございます。

これまでと同様、対象者に調査票をお送りし、その回答内容をもとにヒアリングを行っているところでございます。

次に3、調査対象です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

障害福祉関係団体5団体，具体的にはみやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕，みやぎ盲ろう児・者友の会，みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会，特定非営利法人自閉症ピアリンクセンターここねっと，仙台市知的障害者関係団体連絡協議会，それから事業者団体として宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合，これらの6団体を対象として，6月に実施いたしました。

ページをおめくりいただきまして，4のヒアリング等における主な内容についてでございます。

障害福祉関係団体には，差別と感じたことや，建設的対話を行うために必要なことなどについてお伺いしまして，例えば「合理的配慮はそれぞれ異なり，障害者自身もどのようにお願いしたらいいかわからないので，日頃から一緒に考えたり解決の糸口を一緒に見つけられるような体制があるといい」といったようなご意見をいただいております。

また，事業者団体には，障害のある方への配慮の取り組み，それから条例見直しに当たってのご要望などについてお伺いし，「他社の事例やQ&Aをまとめた資料があるといい」「バリアフリー化対応の事業者の費用負担が大きい」，そういったご意見をいただいております。

詳細につきましては資料にまとめておりますので，後ほどご覧いただきたいと思っております。

障害福祉関係団体・事業者団体等へのヒアリング等の実施結果につきましては以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま協議事項（1）について事務局よりご説明いただきました。

それでは，皆様に協議いただきたいと思いますが，いかがでございましょう。ヒアリングをしていただいた結果のご報告をいただいております。

まだ始まったばかりなので，後でまた戻って，ご質問，ご意見をいただいてもよろしいと思います。先に進めてもよろしいでしょうか。

では，先に進めさせていただきたいと思っております。

協議事項

(2) 条例の見直しに係る論点の整理について

(3) 条例の見直しに係るテーマ別の議論1について

会 長 続いて，協議事項（2）条例の見直しに係る論点の整理について並びに協議事項（3）条例の見直しに係るテーマ別の議論1について，事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長）

協議事項の（2）条例の見直しに係る論点の整備及び協議事項の（3）条例の見直しに係るテーマ別の議論1につきましてご説明いたします。

まず、資料2「条例の見直しに係る論点の整理について」をご覧ください。

この資料2にある表は、仙台市の差別解消条例の各条文について、国の差別解消法であるとか国の基本方針のどの部分と対応していて、国がどのような改定をしているのか、そのために条例の見直しではどこをポイントとして議論していけばいいのか、そういったことをまとめたものでございます。

具体的な国の動向とか、条例の見直しに当たっての論点については、この後のテーマ別の議論の際にご説明させていただきますが、全体のうち、表の上半分にある前文であるとか、第1章の総則、第2章の障害を理由とする差別の解消、こういったところについては、今回、8月の協議会で議論をさせていただきたいと思っております。

表の下半分の第3章、障害を理由とする差別を解消するための施策等につきましては、次回、9月の協議会で議論をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、協議事項（3）のうち、条例の見直しに係るテーマ別の議論1につきましてご説明いたします。

資料3-1「条例の見直しに係るテーマ別の議論1」をご覧ください。

議論1では、1. 議論のテーマとして、前文、それから第1章のうち第1条「目的」、第2条「定義」、第3条「障害を理由とする差別の解消の基本理念」、第4条「市の責務」、第6条「市民の責務」、これらについて議論をお願いいたします。

この部分につきましては、国の法改正であるとか基本方針の改定等からは影響される箇所はありませんので、2の論点にございますとおり、現行の内容を踏襲しつつ、見直すべき点、新たに盛り込むべき点があるかという視点でご検討いただければと存じます。

3に四角囲みで議論のポイントをまとめてございます。

まず、市民へのメッセージとして新たに盛り込むべきことはあるのか、それからこれまで委員の皆様からは、障害がない人を前提につくられた社会のつくりや仕組みに原因があるとする障害の社会モデルの考え方を前文に盛り込むこと、こういったことについてご意見がありました。現行の条例の前文では、「障害のある人は、心身の障害による生活のしづらさに加え、周囲の理解の不足や偏見、障害への配慮が十分ではない仕組みや慣習等の様々な社会的障壁による困難を抱え、」という表現となっておりますけれども、こうした社会モデルの考え方について何か追加すべき点があるかという観点になろうかと思っております。

それから、第3条第5号の「障害のある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと」について、性別を盛り込むことの妥当性というところについても委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。これについては、女性や児童への適切な配慮については、障害者権利条約とか国の基本方針に記載されているところでございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

それから、ページをおめくりいただきまして、災害時における避難、それから避難所における障害のある方への配慮や、不利益な取扱いを禁止する内容を盛り込むことについてもご意見をいただいております。ヒアリングでも、被災地域の経験や教訓から、障害のある方と防災に関する内容の追加について意見をいただいております。なお、現在の条例では、第3条第6号に災害発生時における適切な支援活動について記載をしているところでございます。

こうした議論のポイントについて、ご意見をいただければと思います。

なお、この資料の後段では、ただいまご説明いたしました議論のポイントに関するこれまでのご意見、それから条例制定時の考え方、国の基本方針の改定案などを整理しておりますので、かいつまんでご説明いたします。

4の第1回協議会における委員からの主なご意見というところでございますけれども、次のページに進んでいただきまして、5の関係団体等のヒアリング等における意見、そちらにつきましては議論のポイントの中でご説明させていただいたとおりです。

それから、6の条例制定時の考え方です。

「目指すべき社会像」については、協議会などで出された「共生社会の実現」「多様性を認める社会」であるとか「障害があっても当たり前で生活し参加できる社会」、そういった意見を踏まえて、ページをおめくりいただきまして、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることのできるまち・仙台」、こういったものを条例制定時には目指したところでございます。

次の「差別解消の理念」につきましても、差別をなくし共生社会を目指すこと、それから差別と虐待の関連などについても、前文に盛り込んできたところでございます。

次のページに進んでいただきまして、「共生社会を実現するために必要なこと」につきましても、社会的障壁の除去のため、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めることについて、第3条の基本理念に盛り込まれたところでございます。

次に、「仙台市の福祉まちづくりの歴史」につきましては、昭和40年代の福祉のまちづくりや生活圏拡張運動など、これまでの仙台市の福祉まちづくりの歴史であるとか、東日本大震災の経験なども盛り込むべきという意見がありましたことから、現在の条例の前文に反映させてきたというところでございます。

次に、「複合的に差別を受けやすい障害のある女性や児童の視点」について、こちらにつきましては、議論のポイントでご説明したとおりで、第3条の基本理念に盛り込まれております。

そのほか、「市の役割」としては、必要な施策を計画的に実施すること、それからページをおめくりいただきまして、「市民の役割」としては、障害の理解、そういったことなどをそれぞれ第4条、第6条に盛り込んできたというところでございます。

次のページに進んでいただきまして、7の国の基本方針改定案につきましては、

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

言葉の補足程度がなされているというところでございまして、趣旨などの変更はなかったというところでございます。

このような条例制定時の考え方なども踏まえまして、議論のポイントについて皆様からご意見をいただきたく思います。

条例の見直しに係るテーマ別の議論1のご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま協議事項（2）並びに（3）のテーマ別の議論1について事務局より説明いただきました。

それでは、皆様に協議いただきますが、事前質問票をいただいております高橋委員さんと寺田委員さんからお話をいただきたくと思いますが、高橋委員さん、よろしいでしょうか。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。よろしくお願いします。

特に質問ということではありませんが、改めましてこの条例を見直していく中で、法律とか条例をつくったことで、それを守っていくというのが前提であるわけですが、実際に障害者関係の条例とかができて、それほど社会が変化しているとは今の段階では思いにくいので、それをどのように国民にしっかりと知らせ、社会全体が思いやりを持った社会、そして一人一人が生きがいを持って生活できる社会づくりのきっかけになるような仙台市の条例になっていくのがいいなという思いで、この文章を書いてみました。

法律を守っているからいい、条例を守っているからそれでいいんだということではなくて、これがそこにもあるように社会構造も変えていく一つのきっかけになるようなものになるといいなということで、そこに文言を並べてみました。

ヒアリングの中で宿泊に関することがありましたが、自分が視覚障害者であることを伝えた結果、かえって宿泊できなくなったという例があります。そのようなことがあるので、いわゆる当事者と、それから施設側とがしっかりと対話をして、よりよい方向に進むように、逆に差別になるようなことがないような条例のつくりになってほしいなと思っております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

皆様のお手元に当日配布資料がございますので、そちらも参考にしながら見ていただければと思います。

高橋委員さん、ありがとうございました。

それでは、寺田委員さん、よろしくお願いいたします。

寺田委員 仙台市社会福祉協議会の寺田です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

私からは、もしこの議論1に該当する部分で改正するとすればこんな条文案があるとよいのかなという視点で考えたことをお話しします。

今日配布されました資料の寺田のところと、それから皆さんお持ちのファイルの中の現行の市の条例と併せてご覧いただければと思います。

最初、事業者に合理的配慮を義務づけるとすれば、どうしても助成金等の財政的支援の予算を確保したほうがいいのかという視点で、第4条または第6条関係というところに書きましたけれども、この財政上の措置というのは、宮城県条例にはあったものですから、これを加えたほうがいいのかということ、書いてみました。

場所は2つほど案があるんですが、中身は「市は障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」という、県条例の県を市に変えただけの案ですけれども、こういうのがあったほうがいいのか。予算を確保するときに、予算を編成する、役所の中でいうと財政課というところにプレッシャーをかけるにはこの条文が必要かなと、ストレートな発想でございます。場所は、第4条「市の責務」の規定に2項として加えるか、県条例のように第6条「市民の責務」と第7条「不当な差別的取扱いの禁止」の間に入れるか、どちらでもいいのかなというところでございます。

もう一つは、前文に戻っていただいて、これは条例制定の際に相当吟味された前文だと思しますので、なかなかそれを変えるのは難しいのかなと思いつつも、条例の趣旨とか、それから市民全体にこの差別解消を進めていくときの立場といえますかスタンスがストレートに伝わるのかなと思って、ある福祉系の月刊雑誌に載っていたこの資料を読み上げますと、「障害がある状態が問題なのではなく、障害のある人の社会的障壁を取り除けていないことが問題であるとの認識のもと、」という、この文言を前文の中のどこかに入れたら伝わりやすいのかなということで、1つは3段落目の「障害を理由とする差別をなくすためには、障害がある状態が問題なのではなく、障害のある人の社会的障壁を取り除けていないことが問題であるとの認識のもと、市民一人一人がこの問題を深く受け止め、」というふうに、問題というのがちょうどつながったなと思って、入れてみました。あとは、最後の段落のほうに挿入する案、この下の段の「こうした福祉のまちづくりの歴史を継承し」の次に「障害のある状態が問題なのではなく」というふうにつないで、「認識のもと、市民、事業者」ちょっと文章が長くなりますけれども、こんなところにもし入れられたらわかりやすく伝わるのかなということで考えてみました。

私からは以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

お二人から前もって意見をいただいておりますので、最初にご意見を頂戴したところです。

財政上のところは、仙台市としてこれまでこの条例に係るところで、それから国

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

の差別解消法の中で、そういった財政上の措置についてどういうふうを考えて実行されてきたのかというところを知らないといけないと思うんですけれども、事務局からそのところのご説明はいかがでございましょう。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長）

財政上の措置というところにつきましては、仙台市としましても当然障害者差別解消条例を制定し、取り組みを進めるに当たりまして、啓発の関係であるとか、あと情報保障の関係であるとか、そういったところについて必要な予算を措置して、これまで取り組みを進めてきたところでございます。ですので、あながち何も特段「財政上の措置を講ずるものとする」というような文言がなかったとしても、取り組みは進めてきたというところでございます。

ただ、一方で、今回事業者への合理的配慮の義務化というところが論点になっているに当たって、そういったところの何かしらの支援というものが必要なかどうか、そういったところについて、改めて財政上の措置というものを加えて、今寺田委員がおっしゃったように、より前向きに取り組んでいくというようなところを表現するかどうか、そういったところをご議論いただければと考えてございます。

会長 ありがとうございます。

テーマ別の議論1について皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょう。はい、山下委員、お願いいたします。

山下委員 シャロームの会の山下です。よろしくお願いいたします。

私の意見は、前文のところなのかなと思うんですけれども、資料3-1の3ページの5番、関係団体等へのヒアリング等における意見の抜粋の一番初めの部分で、「悪意のない・差別の意図のない差別は、法律や条例ではどうしようもないことだが、」と書いてあるんですけれども、私はここの部分を読んでちょっとドキッとしたんですね。悪意のない・差別の意図のない差別も差別であるということは何らかの形で条例に盛り込むことも大切なのではないかなと、この文章を読んで感じました。そして、どうして悪意のない差別が起こるのかどうか考えて、例えば障害についての知識があまりない方がそういう差別をする可能性もあるかもしれない、そうだとすれば、次回検討されることだと思うんですけれども、普及啓発という部分をどうしていくかということであったり、差別された側の気持ちがどうかということを考えてときに、これも次回検討することかもしれないんですけれども、相談の体制をどうしていったらいいかということも検討していったほうがいいのではないかなと思います。そして、条例をきっかけにして、みんなが差別解消について考えていける、そのような条例になっていったらいいんじゃないかなと考えております。以上です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会 長 ありがとうございます。とても大切なところのお話だと思います。
ほかにございますでしょうか。はい、小幡委員さん、お願いします。

小幡委員 小幡でございます。

私は、第3条第5号の点ですけれども、前回も少しお話をしたんですけれども、今回、論点のポイントのところでも第3条第5号の「障害のある女性は障害及び性別による複合的な要因による差別を受けやすいこと」について、性別を盛り込むことの妥当性について意見というふうになっていたんですが、むしろ性別を盛り込むのではなくて、その前書きの「障害のある女性は障害及び性別による複合的な差別を受けやすい」というような文面について、そうだとすると児童のところもそうなんですが、そういう具体的な記載をそのまま残しておいていいのかというところの問題提起をしたいなというふうに思いました。というのは、これは条例なので、国の基本方針とか市の施策というものは、国であれば法律があって、そこから具体的な施策を考える。市であれば、条例があって、そこから市の具体的な施策を考えていくということになるのかなというふうに思っています。その市の施策の中で、女性とか児童とか複合的な差別を受けやすい方々に対する差別解消ですとか、そういうものを施策として検討していくというのは当然やるべきことだというふうに思っていますし、そこは重要だというふうに思っています。ただ、条例の文言にそれをそのまま入れていいのだろうかというところが私の悩みであるというふうなところで

どうしてかという、やはり特に性の問題って、今は男性とか女性というだけでなく、多様な性があるというふうに考えられているし、そのような認識が浸透してきているのだらうというふうに思っています。ただ、条文の文言の中に「女性は」というふうに入れてしまうことによって、多様な性ということ考えたときに、その中から排除されてしまうというか、それによって自分は除かれてしまうのではないかというふうに考えてしまう人が出てくるのではないかという懸念があるというところなんです。やはり多様な性を前提に考えるというときには、施策の中ではもちろん複合的な差別を受けてきた女性ですとか児童とかについての差別解消を検討することは重要だと思いますが、それは施策の一つとしてであり、その施策を考える上での条例の法文の中では、もっと広く、多様な性を前提とした考え方を入れてもいいのではないかと、あまり限定的な表現をしないほうがいいのではないかとこのように考えました。そうだとすると、例示として女性や児童についての文言が入っているんですが、そうではなくて、むしろ後半のほうの「障害者の障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること」というところを強調するほうがいいのではないかなというふうに考えたところなんです。その前文を見ても、「一人一人の多様な人格と個性を認め合い」ということが書かれているので、やはりここは多様な性について理解のある条文の文言であったほうがいいのかなというふうに考えたところなんです。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

皆さんの意見の中でも、ほかの方の意見について質問されたり、ご自身のご意見を述べられるということでも構いませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、阿部委員、お願ひします。

阿部（勇）委員

今の話なんですけれども、私は以前に相談を受けることがあるんですね。それで、多分性同一性障害かなと思うんですけども、けがをして、介護を受けるようになったと。そうしたら、やはりね、介護に男が来るのか女が来るのかということで、これはちょっと嫌だなという、私からは言いづらいんだという話を聞いたんですけども、私、「阿部さんは男ですか、女ですか」と言われて、返答に困ったことがあるんですよ。ですから、この辺はやはり慎重にやらなくちゃならないのかなと思ひました。以上です。

会 長

ありがとうございました。

関連してでも結構ですし、このテーマ1のところでお話しになりたいことがあればお聞きしたいと思ひますが、いかがでございましょう。はい、小野委員さん、お願ひいたします。

小 野 委 員

NPO 法人 Switch の小野です。

私もこの女性とか性別の表記に関するところは、一つ私たちの事例でもお話ししたいんですけども、私たちの施設は精神の方が来ることが多い、ほぼそういう施設なんですけれども、そういった中で、ある時期までシートとかに性別という欄を設けていたりしたんです。でも、ある時期からやめました。

あと、何かイベントをやるごとにアンケートを参加する方にとることがあるんですけども、そういった中でも性別の欄を書かないような配慮というんですかね、書く欄を除くようにしたところ、性別を問われなかったことに対して「本当にうれしかった」ということをわざわざ書いてくる人がいらっしやるという現状があります。

本論からは離れると思うんですけども、性の問題で悩んでいる方は、精神疾患とのダブルの複合的な問題を抱えていることが多い現状があります。そのため、ご本人たちにとって性別を問われないでいろいろなことが進むということに対して、そういう声をわざわざ伝えなくちゃいけないという現状である、うれしかった、ありがたい、ありがたかったと書いてくるというのを、フィードバックを受けて、「そうか、そういうことなんだな」というふうに思っ、私たちも必要以上に聞くことなんかをもうやめている現状があります。あえて載せることがどういう影響があるのかというところはすごく気をつけなくちゃいけない。ただ、小幡委員がおっしゃ

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

っていたように、このことを決して大事に思っているわけじゃないんだということをどのような文章表現にすればいいのかというのは、同じように悩みます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

女性と子どもということについてのことをご協議いただいておりますが、ほかのところでも発言いただいて結構でございますので、発言のある方は手を挙げていただければと思います。はい、お願いいたします。

早坂委員 みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

別の話、私は防災のところの話をしたいのですが、前回も意見で、東日本大震災の被災地として、もう少し防災のところを丁寧に載せるといいのではないのかなと思いました。前文の東日本大震災のところについて、配慮が不十分ということは書いてありましたが、不十分なだけでなく、非常時、災害時にはその障害の困難さが何倍にもなる、そういったところを載せられるといいのではないのかなと思いました。

また、災害対策についても載っていますが、災害の対策をするだけではなく、非常時に、災害が起きたときに、普段できていないことは非常時にもできないと東日本大震災のときに経験したと思います。ですので、何か起こったときにすぐにきちんとした支援が行き届くよう、日頃からそういった訓練であったり、日頃からできるように、そういった対策を立てていくというのも大切ではないかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

前文のところにも盛り込まれていることは間違いなくて、その具体的な部分でもう少し踏み込んでいいのではないかということと、それから条例からは少し離れるかもしれませんが、訓練等の課題ですが、在宅の方の訓練、そういったことについて課題なのではないかというふうにご意見を頂戴いたしました。早坂委員さん、ありがとうございます。

鎌田委員さんお願いします。

鎌田委員 鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

私は民生委員をやっているのですけれども、立場から言ってもやはり市民の役割というところ、第6条「市民の責務」は非常に大事で、その市民の役割という部分がもうちょっと仙台らしさというものが何かないのかなと考えるのですけれども、地下鉄があつて、バスが入って、ある程度都市化になって、その中で市民がというのがあつたりとか、その中だと学校教育の中でも、教育の現場というところはどこまで入れればいいか、私も判断に苦しむのですけれども、やはり差別をしない市民に

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

なるように努めるということは、じゃあその教育という部分を何かもうちょっと具体的に表す言葉はないのかなというのが一番でありまして、そうしたらその中でそれをどういうふうに啓蒙していくかという部分を捉えて、何かその部分が非常に気になっていまして、多分今後具体的な部分というのは出てくるとは思うんですけども、市民の役割って本当に大きいなというところを改めて感じるの、その部分を条例でどの辺までやっていいのかわからないんですけども、その辺をもう少し盛り込んでいただければなと思いました。

会 長 ありがとうございます。

ここでちょっと休憩を取りたいと思います。10分間休憩、18分ですから28分に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

（休 憩）

会 長 時間になりましたので、再開したいと思います。

テーマ別の1について皆様から意見をいただいている途中でございました。この部分について、ほかにご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。はい、高橋淳子委員さんですね、よろしくお願いいたします。

高橋（淳）委員 仙台ワークキャンパスの高橋です。よろしくお願いいたします。

私も前回の協議会のときに、やはり第3条の5のところ、女性という表現だけをすることによってちょっと違和感を感じますという発言をさせていただいたんですけども、そのときに頭の中にあっただのは、やはりマイノリティーの方も同じよ、ということか、もっと制限されることだとかがあるんじゃないかということ。やはり実際に障害を持っていて、自分は体の性と心の性が違うんだとおっしゃる方もいらっしゃいますし、その方に対しての支援というのが非常に難しいなというふうに感じています。ですから、地域であればもっともっとオープンにできないこともあると思うし、自分にとって心地よい支援を求めるといっても難しい状況なんじゃないかなというふうに思いましたので、やはり先ほどからお話がある性の多様性というところを盛り込んだような条文にできれば、安心できるというか、理解が進んでいるなと思っていただけないかなと思いました。以上です。

会 長 高橋委員さん、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。このことだけではなくてもよろしいんですが、今女性と子どものことについていろいろ出ているんですけども、一言だけ条例制定時のことを申し上げますと、その時は、世の中の女性と子どもということがすごくフィーチャーされていて、そういうことも含めて入れるということで、つくらせていただきました。世のトレンドのところいろいろ出ているので、これはまたちょっと検討しながら行きたいと思いますが、特に事務局からご発言いただくこと

ではないと思いますので、前に進めたいと思います。よろしいでしょうか。

テーマ別の1のところを一旦区切りにさせていただきまして、次に進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

協議事項

(3) 条例の見直しに係るテーマ別の議論2について

会 長 続いて、テーマ別の議論2について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) それでは、協議事項(3)のうち、条例の見直しに係るテーマ別の議論2につきましてご説明させていただきます。

資料は3-2「条例の見直しに係るテーマ別の議論2」をご覧ください。

議論の2では、1の議論のテーマとして、第1章のうち第5条「事業者の責務」、それから第8条「市が行う合理的配慮」、第9条「事業者が行う合理的配慮」について、議論をお願いいたします。

この部分につきましては、2の論点に記載してございますとおり、まず事業者について、合理的配慮の提供が法律で罰則規定がない義務化とされたというところになりましたので、条例ではどのように実効性を確保していくのか、また市が行う合理的配慮については、もともと法的にも条例としても義務とされておりましたので、現行の内容を踏襲しつつ、見直すべき点、新たに盛り込むべき点があるのかどうか、そういった視点でご検討をいただければというふうに考えております。

3の箱書きのところに議論のポイントをまとめてございます。

合理的配慮に関しては、議論のポイントは2つございます。

まず1つ目として、条例そのものの見直しに関する視点でございます。法律で事業者の合理的配慮の提供が義務化されましたので、条例でも同様に義務化する改正を行うものでございます。

2つ目としましては、条例で定める合理的配慮の提供を推進するためにどのような施策が必要かという視点になります。

委員の皆様からは、現状として合理的配慮が提供できる環境が整っているわけでもなく、罰則を設けるのは難しいため、義務化をどのように実効性のあるものにしていくかという点についてご意見をいただいていたところでございます。

また、委員やヒアリングのご意見では、事業者や市民への啓発のためにどのような取り組みが必要か、具体的には環境整備費用の補助の必要性であるとか、ページをおめくりいただきまして、差別、合理的配慮の事例を広く共有するためのデータベースであるとかマニュアルの作成、それからコミュニケーションに不安がある障害当事者との定期的な対話の場の設置、そういったものがご意見としてございまし

た。

また、国の基本方針の改定案では、合理的配慮に関する様々な事例が追加されたというところがございます。

このような議論のポイントでご意見をいただければというふうに考えておりません。

なお、資料の後段では、議論の1と同じようにただいまご説明した議論のポイントに関するこれまでのご意見、それから条例制定時の考え方、国の基本方針の改定案などを整理しておりますので、またここでもかいつまんでご説明させていただきます。

4の第1回協議会における委員からの主な意見、それから次のページに進んでいただいて、5の関係団体等へのヒアリング等における意見、こちらにつきましては先ほど議論のポイントでご説明させていただいたとおりでございます。

6ページに進んでいただきまして、6の条例制定時の考え方です。

まず、「事業者の役割」につきましては、「条例の基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解に向けた対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努める」というふうにして、雇用する事業者、それから福祉サービス事業者など、事業者の役割に応じて区分してはどうかという、そういったような意見もございましたが、事業者の役割は多種多様であって、区分するというのもなかなか困難であるために、特段区分はしなかったというものでございます。

また、「罰則規定」につきましては、行政刑罰を定めるには処罰の対象となる行為の範囲が明確に規定されていなければならないという状況ではございますが、差別の定義が一義的でないというところもありまして、詳細な議論を行うのは難しいということ、それから相談の秘密を漏らした場合の罰則とか、正当な理由がなく障害福祉サービスの提供を拒否するなど、そういったものについてはそれぞれ個別の法律で対応の仕組みが定められていること、そういった状況もございまして、仙台市の条例では、差別をされたと感じた側、それから差別をしたと感じられた側の対話による相互理解の促進、そういったことを重視し、罰則ではなく、勧告・公表という仕組みを定めたものでございます。

次のページに進んでいただきまして、7の国の基本方針改定案では、先ほど議論のポイントでも触れましたけれども、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例、それから該当しないと考えられる事例、そういったものが具体的に追加されました。そのほか、不特定多数の障害者を対象とした事前の改善措置である環境の整備、こういったものの基本的な考え方が追加されたところがございます。

このような条例制定時の考え方などを踏まえまして、議論のポイントについて皆様からご意見をいただきたく存じます。

条例の見直しに係るテーマ別の議論2につきましては、説明は以上でございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会 長 ありがとうございます。

では、ここでも高橋秀信委員，寺田清伸委員からご意見を頂戴していますので、まず高橋秀信委員さんからお話しいただきたいと思います。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。よろしくお願いします。

何点かそこに書かせていただきましたが、以前から問題になっているこの条例の啓発，合理的配慮とは何だろうかというところの啓発をもっと推し進めていくためにどんなことをしていくのがいいのかということで，市民への啓発，例えば前のやつにも書いてありましたが，公開講座のようなものをもっとたくさん行って，その情報を提供するといったようなことだったり，それから，よく障害者の中で自分たちが差別を受けているのか受けていないのかがわからない，いわゆる相談体制というものもそうですけれども，我々自身，障害の当事者が何が差別で何が差別でなくて，こういうときはどんな合理的配慮が実際にはあって，なぜ今はその合理的配慮ができていないのかというところを当事者自身が知らないと，大体何が差別であるのかということがわからない方が結構いらっしゃるのではないかと思います。同じ障害者の中でも，私のようないわゆる全く見えない全盲と，そこそこに見えている弱視の方では，どこが合理的配慮でどこが合理的配慮でないかは全く違うものですよ。その合理的配慮というのは本来個別のものなので，そこからまずしっかりと啓発していく体制を整えるために，文言は私もよくわかりませんが，どのような方策があるのかを考えていかななくてはいけないのかなと思います。

それから，相談体制のところも，視覚障害者のところではこの相談というところで，具体的にはアイサポート仙台さんが頑張っているわけですね。これは全国的にもなかなか例のないものなのだと思いますが，いわゆる総合的な相談を受ける体制と，それから障害別に相談を受ける体制と，もう少し踏み込んだ設定を条例の中にも書き込むことができないのかなと思って，意見を出しておりました。

あとは，先ほど出てきた予算とかの問題ですので，発言としては以上です。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。

それでは，寺田委員さん，お願いできますでしょうか。

寺田委員 私からは，合理的配慮を義務づけるとするとどんな条文なのかなとちょっとまた考えてみましたので，今日の配布の資料と，それから市条例の第5条を見ていただければと思います。

仙台市の条例は，事業者の合理的配慮の規定なんですけど，第5条と第9条と2か所あるのが一つ特徴なのかなと思います。現行の第5条の末尾に「合理的配慮をするよう努めるものとする」というのが，義務づけると「合理的配慮をするものとする」とか「合理的配慮をしなければならない」という規定になるのかなというのが

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

最初の、改正するとすればという案ですが、同じく第9条の1項のほうに「事業者は、」、途中省略すると「合理的配慮をするよう努めなければならない」というのが今の規定です。これは「しなければならない」に改めるのかなと思うんですけども、どうして2か所、同じような規定があるのかなと。制定時点での考え方があるのであれば教えていただきたいというのが一つ。

第5条のほうで、今の規定は語尾が「努めるものとする」なんですけれども、後段の合理的配慮のほか、前段に「障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに」と書いていますので、協力することも「するように努めるものとする」と、両方努力義務なのかなと、現行規定はそういうふうを読むのかなと思いましたが、それを後段、合理的配慮のほうを義務づけることによって、この協力することも義務になってしまうかもしれないと、ちょっと細かいですけどもそういった読み方ができて、協力のほうも今は努力義務からしっかり義務になってしまったりするのかなと。具体的には効果がどのくらい違うかというのはわかりにくいかもしれませんが、その辺の考え方をちょっと整理したほうがいいのかなと思いました。

それで、2か所にあるからこういうややこしい話になるのであれば、別の案というふうに今日の配布資料に書きましたけれども、第5条からは「合理的配慮」を取ってしまって、第9条だけに残すという条文をちょっと考えてみました。そうすると、第5条は「事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする」という部分だけになりまして、第9条のほうに「障害者の権利・利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように」、今は「努めなければならない」ですけども「合理的配慮をしなければならない」と。そして、第5条の「合理的配慮」の前にあった「障害者との対話を行いながら」というのを第9条に持ってきて、第5条と第9条をしっかりと分けるといって考えてみました。このあたりの問題意識をお話しして、考え方と条文の規定がうまくかみ合うように検討して、整理したほうがいいのかなと思ったところをお話ししました。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

これもご意見としていただいたということで、また新たに検討していくということだと思います。

今高橋委員さん、寺田委員さんからご意見いただきましたが、ほかの皆さん、いかがでございましょう。はい、ありがとうございます。

子吉委員

宮城県経営者協会の子吉です。

先ほど高橋委員のほうから、合理的配慮について、障害者の方もよくわかっていないという話があったんですけども、ちょっと納得したんですけども、事業者

側としてもやはり合理的配慮というものが具体的にどういうケースが当たるのかという認識は欠けていると思います。また、一方で合理的配慮に沿った対応を取ったとしても、お互いが満足できるかどうかというのもまた別な問題があると思います。

学校教育から企業の研修とかを通して、大体障害がある方への対応というのはみんな1回くらいは勉強しているかなとは思いますが。今までの研修とか勉強については、見た目で障害がある方への対応というのはだいたい皆さんも記憶にも残っていると思うんですけども、見たときに障害があるかわからない方への対応というのは、非常に事業者側も難しいのかなと。事業者側としては、従業員で雇うというケースと、お客さんとして対応するケースと2つあると思うんですけども、特にお客さんとして対応するケースで、全く知らない方が突然いらっしゃって対応すると、事業者側のほうも結構なプレッシャーを感じると思うんですね。そのあたりの対応として、次回以降の話になるかもしれないんですけども、ちょっと今回の意見として5ページに載っているんですけども、相談体制等への要望で、相談窓口の職員の方々の充実とか、立会者派遣サポートとか、この辺があると事業者側としても合理的配慮の裏付けというか、今よりは自信を持って対応できるのかなという気がしました。

いずれにしても、合理的配慮って正解がなかなか難しいと思われまますので、やはりお互いに話し合いながら、経験を積みながら、対応していくしかないのかなという気がしました。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

ほかにご質問ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

柴田委員

宮城県自閉症協会の柴田と申します。

私も事業者のほう、事業者団体のほうをヒアリングさせていただいたときに、やはりいろいろなケースがあるので難しいということも出たんですね。それで、ここにもありますけれども、マニュアルじゃないんだけど Q&A みたいな、少し具体的なものがあると、他社のこともわかるのでということで、意見があったんです。それをすることによって、逆にそれをすればいいんだというふうに思われても困るなと思ったんですけども、やはり、今のお話にもありましたけれども、知らない方がどうしたらいいかわからないというときにヒントになるようなものがあれば、心強いのではないかなと思います。

それから、費用の関係で、バリアフリーをしたくても、1事業者1回だけの補助金ということも出ましたので、制度に柔軟性があるといいのかなというのがあります。ただ、条例に文言としてはつけられないことであると思うので、施策の中で何か少しずつでも考えていければいいのではないかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
 成田委員さん、お願いします。

成 田 委 員 ここねっとの成田と申します。

第5条に「障害及び障害者に関する理解を深め」と書いてあるんですけども、先ほど本人とか周りもちよっとわかっていないから、合理的配慮とかそういうのは難しいという話が出たと思うんですけども、確かにそう思いますし、「理解を深め」というのがどう理解を深めればいいのか、多分わからないと思うので、具体的に何をして、どんなふうに理解を深めるかみたいなことを記載できるといいのではないかなと思いました。

ただ、そうなる少し細かくなってしまいうるか、それはもう、それぞれの事業者とか個人の対応策みたいなことになってしまうので、今の議論からはずれるかなとは思うんですけども、例えばそれぞれの事業者が月一とか定期的に障害に関する研修を行って、理解を深める機会をつくるのが考えられます。私が働いている事業所では月一で人材養成の研修を必ずやっていて、そういう機会があったりするので、それで障害に触れる機会を定期で入れると理解も深まる、つながるのではと思ったので、そういう具体的な手段を入れればいいのかないかなと思いました。

ただ、そういう具体的な手段を入れてしまうと、例えば今の研修とかだったら、そもそもそういう障害というのに全然触れたことのないところだと、その研修をやる講師とかをどこから呼んでくるかとか誰に頼むかとかもありますし、そういう時間をつくるかそういう場を設定するか計画を立てるというのも時間がかかるので、この第8条、第9条に「過重でないときは」と書いてあるんですが、過重になってしまうと思うので、いろいろ問題はあるかなと思うんですが、とりあえず方法、こういうことをして理解を深めて、「努力する」「努めるものとする」と入れたほうがイメージが付きやすいんじゃないかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

成田さん、あれですね、具体的にやはりどういうものが合理的配慮かそうじゃないかということがはっきりしないと、お互いに踏み込みづらいと思うので、例えば研修とかいろいろな方法もあるんじゃないかというご提案をいただいたと。

成 田 委 員 そうことです。「理解を深め」と書いてあるけれども、何も知らないと「どうやってこの人のことをわかればいいのか」と思いますし。

会 長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。まだご発言いただいていない方で、ご発言、ご意

見等ございますでしょうか。

では、3もありますので、そこまで進んで、後で戻ってテーマ1、2についてはご発言いただいても結構ですから、先に進めてもよろしいでしょうか。

では、2を一旦ここで終了して、次に進みたいというふうに思います。

協議事項

(3) 条例の見直しに係るテーマ別の議論3について

会 長 それでは、3のところをよろしく願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 次、協議事項(3)のうち、条例の見直しに係るテーマ別の議論3につきましてご説明いたします。

資料は3-3「条例の見直しに係るテーマ別の議論3」をご覧ください。

議論3では、1の議論のテーマといたしまして、第7条「不当な差別的取扱いの禁止」についてご議論をお願いいたします。

この部分につきましては、2の論点でございますとおり、現在の条例では主要な分野ごとに不当な差別的取扱いの禁止項目を例示しているところでございます。具体的には、福祉サービスの分野、医療の分野、商品販売・サービス提供の分野、教育の分野、労働者の雇用に関する分野、建物等・公共交通機関の利用の分野、不動産の取引の分野、情報提供・意思表示等に関する分野、こういった分野に分かれて、それぞれの禁止項目を例示しているところです。

このうち、例えば福祉サービスの分野の条文には「福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して入所施設における生活を強制すること」「障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、もしくは制限し、または当該提供に条件を付すること」「その他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること」と規定されているほか、ほかの分野についても不当な差別的取扱いの禁止項目がこのように規定されているというところでございます。

これらにつきまして、見直すべき点、新たに盛り込むべき点があるかという視点でご検討いただければと思います。

3に議論のポイントをまとめてございます。

不当な差別的取扱いに関しては、議論のポイントが2つございまして、まず1つ目として条例そのものの見直しに関する視点というところです。

国の法改正では、現時点では条例第7条に影響のある変更、こういったものはございませんけれども、事例の募集とかヒアリングの結果から、条例に不足しているところはないか、それから条例第7条については不当な差別的取扱いが具体的に記載されておりますけれども、それが法律や国の基本方針、対応方針の内容と比較して、解釈の違いにより混乱が生じないように検討する必要がございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ページをおめくりいただきまして、前回の協議会では委員の皆様から条文中の「障害者の意思に反して入所生活における生活を強制すること」という表現について、入所施設だけでなく、あらゆる生活において言えるため、修正の検討が必要ではないかというご意見がございました。

それから、ポイントの2つ目として、条例で定める不当な差別的取扱いの禁止を推進するためにどのような施策が必要かという視点です。

国の基本方針の改定案では、不当な差別的取扱いに関する様々な事例が追加されたところがございます。

また、事例募集、それからヒアリングでは、障害があることが見た目ではわかりにくい場合に差別的取扱いを受けたとの事例が寄せられたところがございます。

このような議論のポイントでご意見をいただければと思います。

また、資料の後段では、ただいまご説明した議論のポイントに関するこれまでのご意見、それから条例制定時の考え方、国の基本方針の改定案などを整理してございます。

4の第1回協議会における委員からの主な意見につきましては、議論のポイントでご説明したとおりです。

5の事例募集や関係団体へのヒアリング等で寄せられた障害を理由とした差別事例の結果につきましては、例えば「月極駐車場契約で、健常者には求められない連帯保証人を求められた」とか、「視覚障害者がホテルに宿泊しようとしてフロントに行ったら、名簿に直筆で書くことを求められ、サインできなかった。それを伝えても、決まりだからと、宿泊できないと言われ、結局夜遅くタクシーで帰宅することとなり、宿泊費以上のお金がかかった」など、様々な事例をいただいたところがございます。

4ページにお進みいただきまして、6の仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見としましては、障害のある方の住まいの確保に当たって、障害理解が得られず、地域に反対され、賃貸契約であるとかグループホーム建設が進まないことが課題だと。啓発しても解決されないため、条例として明文化できないか検討してほしいというような意見をいただいたところがございます。

7の条例制定時の考え方でございます。

「不当な差別的取扱いを規定する分野の考え方」といたしまして、障害者が社会生活を送る主な分野ごとが適当とされて、先ほどご説明した分野が規定されたところございました。そのほかの分野としては、例えば「本人の意思の尊重」「行政」「選挙等」「災害時対応」「結婚・子育て」「文化・スポーツ等」「信仰の自由」「余暇」「性別」といった分野も検討されたところがございます。

次のページにお進みいただきまして、このうち「本人の意思の尊重」「結婚・子育て」「信仰の自由」につきましては、当事者による意思決定であるとか当事者間の合意に関する分野であること、それから「行政」「選挙等」については、差別解消法であるとか個別の法律で定められているということ、それから「文化・スポーツ」「余

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

暇」につきましては、対象となる行為が幅広く例示が困難であること、それから「災害時対応」「性別」については、差別解消で大切にすべき考え方として基本理念に盛り込むべきであるといった考え方から、主な分野というこの分野が整理された経過がございます。

ページをおめくりいただきまして、8の国の基本方針改定案でございます。

改定案では、不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる事例、それから該当しないと考えられる事例が具体的に追加されるといったような対応がなされているところでございます。

このような条例制定時の考え方などを踏まえて、議論のポイントについて皆様からご意見をいただきたいと存じます。

条例見直しに係るテーマ別の議論3のご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいまテーマ別の議論3について事務局よりご説明をいただきました。

それでは、皆様に協議いただきたいと思います。いかがでございましょう。はい、高橋淳子委員をお願いします。

高橋（淳）委員

仙台ワークキャンパスの高橋です。よろしくお願いします。

2ページに前回の協議会での意見というところで、私のほうから4に書いてあるような発言をさせていただきました。今回の制定時の説明のところを読ませていただいても、ここになぜ「入所施設」という明記があるのかというところがまず一つ、その定義がよくわからないということが一つあります。

それからもう一つは、現在計画相談がかなり導入されていて、そこはやはりその利用者の意思というところを担保するところなのではないかというふうに思っています。そのために計画相談が入って、本人を抜きにしていろいろなことを決めていくということもなくそうということでの導入だというふうに理解をしているので、それが普及していくというか、定着しつつある中で、なかなか入所施設に特化した条文に少し疑問を感じていて、やはり入所施設に限らず様々な場面でご本人の意思に反した生活を強制するということはあってはならないことだというふうに考えました。

それから、これは蛇足のようにすけれども、仙台市内に入所施設が何か所あるのかというと、医療型を除くと大体16か所ぐらいあるんですね。それが多いのか少ないのかというのはお一人お一人の考えによるかと思えますけれども、この16か所の入所施設をターゲットにして、ここに表記するというところに私は疑問に感じましたので、意見として出させていただきました。

以上です。

会 長

ありがとうございました。前回の意見を含めてお話をいただきました。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ほかにございますでしょうか。

では、進行上、ご発言いただいていない委員さんからご発言いただければと思うんですが、いかがでございましょう。

では細川委員さん、お願いいたします。

細川委員

仙台市聴覚障害者協会事務局長の細川と申します。よろしくお願いいたします。ただいま説明いただきました、第7条第9号の情報提供・意思表示等に関する分野につきまして、ここは非常に重要なところだと思っているのですが、資料の中にはほとんど書いてありませんでした。5ページの最後に「情報コミュニケーションについて、より具体的でわかりやすい情報の提供と意思表示の受領の2つの分野とするべきである」と書いてあるだけでは足りな過ぎるので、お話しさせていただきたいと思います。

私たち当事者との考えに食い違いを感じます。意思疎通に関してですが、私達聴覚障害者だけでなく、盲ろう者、知的障害者、発達障害者等の全ての人が自身の持つコミュニケーション方法で、皆さんと同じように意思疎通を図りたいという考えを持っています。私たち当事者は情報の利益を侵されているのではないかと常々感じています。障害当事者のコミュニケーションのニーズが完全に満たされる社会になれば、障害者の社会参加が実現されると思います。

5月に情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。「情報へのアクセス」、「コミュニケーションの保障」、それから、「情報のバリアフリー」の3つは非常に大切なことだと思います。聞く権利もあれば話す権利、見る権利、読む権利、書く権利もあります。そして自由にコミュニケーションを取る権利だってあります。これらすべてが保障されることによって自分の意思を表明することができるのです。これが平等な情報保障であり、情報提供につながると思います。

とても重要なことですが、資料ではあまりにも簡単に触れられ、こちらとの感覚のずれというか、ないがしろにされているような気持ちになりました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

健常者と同じような、障害があってもお互いにコミュニケーションをとれる、お話ができることが大切で、そのことがきちんと保障されるように、こういった条例をつくるときにはその辺をどうやって、条例の運用や、その中で具体化していくかということもとても重要だと思いますので、大切なご発言をいただきました。細川さん、ありがとうございました。

では、ほかにごなたかいらっしゃいませんか。はい、お願いいたします。早坂委員さん、お願いします。

早坂委員

みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

今の細川さんの意見に関連して、私も第9号のところを質問をしたいと思っていました。条文の内容が、読んで少しわかりづらい、イメージがしづらいのではないかと思います。どういったことが対象になっているのか、改めて確認したいと思っていました。意思の表示とありましたが、表すだけではなく、今細川さんが言ったように双方向のコミュニケーションが大切で、そこが難しい方たちがいらっしやいます。そういった部分がきちんと反映されるような条文になるといいのではないかと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。

先ほどからいろいろ出ているところで、お互いにわからないということがあって、今早坂委員さんにもご発言いただきました、その前には細川委員さんにもご発言いただきましたが、より明確にそういったことを含めてどこにどういうふうに盛り込むのか、そういったいろいろな運用の中でやっていくのかということを検討しなければいけないと思うんですけれども、今おっしゃったようなことがしっかり仙台の中で根付くようにするためにはどうしたらいいのかということ、この条例をつかっていく過程の中で議論しながら、どこにどういうふうに盛り込んで、今いただいたものが活かされるようにということを考えていただきたいというふうに思っています。

ほかにご発言ございますでしょうか。はい、熊谷委員さん、お願いいたします。

熊谷委員

すみません、私は途中から内容をよく理解し切れないんですけれども、文言があまりにもきれい過ぎるということで、現実とは違うんじゃないかと思うんですよ。例えば、簡単に言いますと、我々は施設を運営する中で、まず新しい施設の場合には、嘱託医が集まらない。何件回っても、誰も関心を持って聞いてくれません。グループホームをつくる場合も、近隣住民から猛反対が来ます。あともう一つは、後見人制度であるんだけど、本人が亡くなりましたよと。それで連絡しますよね。でも何か心がない、線香1本もつけないと。皆さんご意見をいろいろ言うんですけれども、本当の悩みというのは別なんじゃないかと思うんですよ。その文言、条例としてつくるのはいいんだけど、ただせっかく集まって来るので、やはり各事業の本当の悩みというのは何なのかということ、共通するものもあると思うんですけれども、やはりそういう本音が知りたいなという感じもしますよね。大変不適切な発言で恐縮でございます。

会長

ありがとうございました。

決して不適切ではないと思います。この条例は、今熊谷委員さんがおっしゃったようなことをなくしたり軽減していくための道具の一つだと思うんですね。実態はこういうことがあるんだよというのを、いろいろなことを言っていて、それ

から支えている方がいろいろな思いがあってやられているときにもいろいろなことがあるじゃないですか。それを軽減していくための道具の一つ、これが全てではないと思うんです、この条例が全てではないと思うんですけれども、道具の一つだから、そういったものを生かせるようにして欲しいというお話だと思うんですよね。それは決して不適切ではなくて、真摯に受け止めなければいけないし、今起こっている現実のお話を熊谷さんはしていただいたと思うので、そういった当たり前に暮らすということを支えていくための道具の一つとしてこれが使われるといいなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、加納委員さん、よろしく願いいたします。

加納委員

ハローワーク仙台の加納と申します。

先程の熊谷委員のご発言は、本当にそのとおりだなと思います。やはり理想と現実とか本音と建前みたいなのところというのは実際にあって、私は、職場の職責上のポジションでこの委員を引き受けさせていただいているということで、この4月から参加させていただいておりました、いろいろ勉強させていただいているところです。一つの感想として、こういう言葉の一つ一つをすごく丁寧に扱って、検討を重ねられて、こういう条例ができているんだなということを知ることができましたし、それからそれぞれのいろいろなお立場の方々のご意見なりお考えが反映されていて、時々トレンドとか、制定時にはこうだったけれども今はそれが変わってきているんだとかということも、歴史的なというか時系列なところでどんどん進化しているんだなということも感じる事ができて、大変勉強させていただいています。

雇用の部分で言いますと、この合理的配慮という言葉も最近出てきたワードかなというところで、やはり働く皆さんももっと働きやすく、それから事業者の皆さん、特に、新たに雇用されるような事業者さんなどはどういった形でお迎えしたらいいのかとか、環境をどういうふうに整えていったらいいのかとすごく悩まれている、それぞれのお立場で、時にはそれが前向きな場面もあれば、こういうふうにしてほしいのにやってくれないみたいなこととか、こういうふうにしたのに何かうまく応えてくれないとか反応してくれないみたいなご意見の狭間に立つことも実際ございます。ただ、それもやはりこういった場だったり、実際に何か事が起きて、それに対処していくということで、どんどん重なっていったり、やはりそれも進化していくものなのかなというふうを感じる場面が結構ありまして、この場というのは大変貴重な場なんだなというふうに改めて感じているところです。

以上です。

会長

ありがとうございました。

菅野委員さん、ご発言いただけますでしょうか。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

先ほどから私もいろいろ考えさせられて、じっくり話を伺っていたんですけども、戻っても大丈夫でしょうか。第3条のところの女性の表記のところなどは、小幡委員さんの丁寧な説明を伺いまして、私もそこにやはり共感するところがあります。表記するからには、そこに伴ういろいろな弊害とかも含めたものも出てきますので、ここで表現すべきものなのか、小幡委員さんがおっしゃるように具体的などころの部分できちんと押さえておくべきものなのかというところについて悩みます。どのレベルまでこの条例のほうに明記すべきかというところが難しいと感じている次第です。

あともう1点が、事業者の合理的配慮ですが、やはり合理的配慮というのは個別性が高いものだと思いますし、一人一人と対話をしながら、同じ障害を持ってもニーズが違うといたしますか、求める度合いが違うというものもありますので、先ほどから出ていますようにやはり双方向のコミュニケーションというところの部分が一番根っこにあって、大切な対話をしながら合理的な配慮を進めていくというところが大事であると思います。そこで、コミュニケーションのところが大きな柱になってくるというところをもうちょっと明記したほうが良いと私も考えます。

あとは、見えない障害に関しては、自分で自己開示をしないと合理的な配慮を求められない場合がありますので、そのあたりで自己開示ができるような社会環境を整備していくことも重要であり、「市民の責務」のところで、障害の理解の促進と協力のみならず、障害者自身も市民なので、障害を持っている方からの、SOSの喚起なり合理的な配慮を求めていくという、そういうアプローチも必要かなと思います。

ただし、表出が難しい障害を持っている方もたくさんいらっしゃるの、そこそこコミュニケーションのツールなり、あるいは介助が必要になってくるというところがありますので、繰り返しになりますが、やはりコミュニケーションのところももうちょっと大切な軸として出てきてもいいのかなというふうには思っています。

以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、佐々木委員さん、お願いできますでしょうか。

佐々木委員

歯科医師会の佐々木です。

ちょっと女性の表記のところで、皆さんの意見を聞いてちょっと考えていたんですけども、自分たちに当てはめたときに、皆さん問診票を書かれたことがあると思いますけれども、大体男性か女性の記載です。それで、僕らなんかは歯科医師なのでずっと長く1人の患者さんとお付き合いするので、当然そういう患者さんも診ていますし、会話とかいろいろな問診とか話の流れから、この方は体は男性でも女

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

性なんだなというふうに理解して話を進めていくわけですがけれども、そこが仮にオープンにできないとか、配慮として秘密にしたいとかという話になると、果たして医療って成立するのかなと思ったりとかして、当然お薬とかの話題の中で使い方の問題になっていくんですけれども、全然条例とは関係ないんですけれども、そのことをずっと頭の中で考えておりました。歯科医師会に戻って、こんな話も出たんだよみたいな話を少ししてみたいなと思いました。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、支倉委員さん、お願いできますでしょうか。

支倉委員 宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。
今日小幡委員さんのお話を聞いて、ああ、なるほど、こういうことも考えられるのかということで、とっても感心しました。
あと、この条例をつくったら、皆さんにどうやって知らせるのかという、もうちょっとわかりやすい言葉で言ってもらえると、もっと私は皆さんに通じるんじゃないかなんて思いました。私たちの団体も内部障害から骨の病気からいろいろな人がいるんですけれども、そういうのを協議会で話し合うときには、この人たちのことを考えて、新しい発見もあるので、やはりこういう会議は大事だなと思いました。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、片桐委員、お願いできますでしょうか。

片桐委員 片桐綾太郎です。よろしくお願いします。
個人的に資料を見て思ったことなんですけれども、差別だとか困ったことは、気にし過ぎていると思ってしまうんですね。昔はよく自分も気にしていたんですけれども、自分が発達なのかということに関してすごく気にしていたんですけれども、普通じゃないんだということにね、でも今は楽しく生きていると思っています。
映画館に行くときに、療育手帳があると障害者の割引があるんですが、自分はスタッフに「見せてください」と言われても別にそんな気にしたこともないんですけど、療育手帳を持っていて、見せることを不快に思っている人もいると聞いたりします。それから、差別と感じた事例の中には、耳が聞こえないから病院で後回しにされたので差別と感じたという意見がありました。自分は耳が聞こえないということは手話とか何かいろいろしないといけないから、ちょっと時間がかかってしまうということもあると思うし、病院的な配慮なんじゃないかなと思いました。その人を集中的にやらないといけないというわけじゃないじゃないですか。受け取り方って人それぞれなんだと思いました。
以上です。

会 長 ありがとうございます。

自分の暮らしを楽しむというところで、多分今楽しめていない人がたくさんいるわけで、そういう人にとって片桐さんがおっしゃったようなことが、例えば映画館に行くとかいろいろなことをするのがもっと楽しめるようにするための道具で今これをつくろうとしている、変えようとしているということだと思うので、いろいろな人がいるということがわかったというのも片桐さんが言っていたので、こういうところで議論しながら知見が広がっていくと、もっといいものになっていくのかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

会 長 それでは伊藤さん、ご発言いただけますでしょうか。

伊藤委員 みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤英孝です。よろしくお願ひします。

先日、ヒアリングに参加をさせていただきまして、私も障害を持っているんですけども、障害がある方とお話をする機会をいただいたんですけども、差別を感じた瞬間というのが、自分の障害について「どんな障害を持っているんですか」とずけずけと聞いてきたとおっしゃっていた方がいました。こちらは障害者を守るために「どのようなことで困っているんですか」というふうに、悪気がなく質問をするんですけども、障害ついて聞かれて、不愉快だというふうを感じる障害者の方もいるんだなというふうに思ひまして、配慮というものはやはり難しいことなんだなというふうに思ひました。同じ障害者同士でも、また考え方も違うんだなというふうに思ひました。

私は高次脳機能障害ですけども、恐らく外見は普通に見えていると思ひます。障害を持って社会に出る上で、就労支援施設とか障害者を支援する会とか、そういういろいろな障害を持っている人を助けてくれる団体があると思ひんですけども、そういう団体でもっとこの条例の内容を、こういうふうな内容で仙台市は条例をつくっているの、皆さん守ってもらえるんだよというか、こういう内容の条例があるんだよというのを知らせることができれば、もう少したくさんの障害者に条例の内容が行き渡るのではないのかなというふうに思ひて、この会議に参加をさせていただひています。

以上になります。

会 長 とっても大切なところをご発言いただきました。

それでは、最後に三浦副会長お願ひします。

副 会 長 東北福祉大学の三浦でございます。

今日、委員の皆さんの意見を聞いていて、個別にそれなりの場面によって本当に

違うんだなということをもたまたま再確認した次第なんですけれども、条例にはある程度広い視野が必要なもので、それを細かく書き込んでいくということにはできないと思うんですね。けれども、もし皆さんから出されたご意見とかご懸念を焦点化しようとしたときに、必ずこの条例のこの部分を通してこういうことが必要なんだとか、こういう仕組みがなければいけないんだということが盛り込まれたようなというか確認できるような、そういう部分をしっかりと、何か視線というか視覚みたいな、その部分をしっかりと条例の中につくっていききたいなというふうに改めて思いました。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、協議事項（3）につきましては以上とさせていただきます。では、次に協議事項（4）のココロン・カフェについて事務局からご説明いただければと思います。

協議事項

(4) ココロン・カフェの実施について

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) それでは、協議事項の（4）ココロン・カフェにつきましてご説明いたします。

資料4「ココロン・カフェの実施について（案）」をご覧ください。

ココロン・カフェというのは、条例制定時に障害当事者の方、それから市民の皆さんのご意見を幅広く伺うために、障害のある方と障害のない方がそれぞれまざった数人のグループで、お茶を飲みながら意見交換をして、そのご意見を施策協議会にフィードバックして、条例づくりに生かしてきたというものでございます。

1の目的にありますとおり、今回の条例見直しに当たりましても、市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めるため、障害の有無にかかわらず、広く市民が参加できる意見交換の場としてココロン・カフェを実施いたします。

2の実施日時ですけれども、10月29日土曜日、午後3時から午後4時半までの予定で、3の実施場所はエル・パーク仙台、5階のセミナーホールで実施する予定としております。

4の参加人数ですが、施策協議会の皆様からの参加も含めまして50人程度を予定しております。

5の実施内容ですが、条例の見直しに関する仙台市からの説明を行った後、グループワークを行う流れとしておりますが、グループワークのテーマは今後検討する予定としてございます。

6の運営方法としましては、グループのファシリテーター、司会、仕切る方ですね、そちらのほうを協議会の委員の皆様、もしくは私たち障害企画課の職員が行いまして、7のその他として、参加者への情報保障、それから託児なども実施する予定でございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

10月末に実施するために、詳細は今後検討を進める予定ではございますけれども、委員の皆様にはぜひご参加いただいた上で、障害当事者を含む市民の皆様のご意見を直接聞いていただいて、条例の見直しに生かしていただければ幸いです。

今回日程をお知らせしているのは、皆様お忙しいというところもございまして、まず日程の確保だけお願いできればということで、今回お知らせさせていただいたというものでございます。

ご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

この点について、何か皆様のほうからございますでしょうか。

私は必ず行きますので。ファシリテーターかどうかはわかりませんが、広く参加者の皆様のご発言を聞ければなと思って、ぜひ参加させていただきます。ほかの委員の皆様もぜひ参加していただいて、もっともっといういろいろな考えがあることを知れるといいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

(6) その他

会 長 最後に次第6、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ、本日の議事は終了しましたので、事務局にマイクをお返しします。

(7) 閉 会

事 務 局 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局より2点ほど事務的なご連絡を申し上げます。

1点目は、本日の議事内容に関することとなります。本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正意見などをいただきまして、事務局が修正作業を行って、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容、資料について、追加のご意見やご質問などがございましたら、机前にお配りしておりますご意見票にて、8月18日木曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。ご意見票の様式につきましては、後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目は、次回の協議会の日程についてです。委員の皆様へは既に開催のご案内をお送りしておりますが、次回は9月8日木曜日に開催いたします。会場は本日と同じこの会場となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

それでは、以上をもちまして令和4年度第3回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

署名人

佐々木寛成

